第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年11月1日
担　当　課	建築指導課

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース新千葉　千葉県千葉市中央区登戸2－2－7
工事等の名称	軽貨物自動車賃貸借契約（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市根本387番地の5　松戸市役所
種　別	リース　自動車・船舶
工事等期間	令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
契約金額	422,400円
工事等の概要	軽貨物自動車の賃貸借
随意契約の理由	本賃貸借契約は、通学路における危険ブロック塀等の調査や違反建築物のパトロール及び市民から建築物に対する苦情を受け速やかに対応し、指導することを目的としております。 また、令和8年9月30日をもってリース期間（2年）が満了となりますが、走行距離が約3万キロ（令和8年9月1日現在）で車両状態は良好であり、公用車の管理・運行に関する基準で定める公用車を廃車する目安の経過年数（10年）及び走行距離（10万㎞）をともに下回っており、安全面及び環境面を勘案しても走行可能と判断されます。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号により、引き続き同車両の賃貸借契約を継続いたします。